

令和8年度 明治用水頭首工地区
明治用水頭首工周辺整備測量業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容															
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目 的) 第1-2条	本業務は、明治用水頭首工の右岸仮設ヤード部及び左岸進入路部の借地している土地を耕地復旧するための工事实施に利用する目的で、現地測量及び図面作成を行うものである。															
(場 所) 第1-3条	業務位置は、愛知県豊田市今町地内(右岸仮設ヤード部)及び室町地内(左岸進入路部)であり別添位置図に示すとおりである。															
(業務概要) 第1-4条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 ・右岸仮設ヤード部現地測量 0.010 km ² 及び図面作成1式 ・左岸進入路部現地測量 0.001 km ² 及び図面作成1式															
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 (1) 測量作業規程第112条(現地測量 作業計画)については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。															
(配置技術者の確認) 第1-6条	共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第1-7条	受注者は、共通仕様書第38条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第2章 作業条件 (作業基本条件) 第2-1条	測量作業の基本条件は、次のとおりである。 本測量の基準となる既知点は、次表及び別添図面に示すとおりである。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>既設の基準点名</th> <th>標高(EL)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3級街区多角点 20B33</td> <td>31.002m</td> <td>右岸仮設ヤード部</td> </tr> <tr> <td>3級基準点 YR34.4</td> <td>32.623m</td> <td>右岸仮設ヤード部</td> </tr> <tr> <td>3級基準点 YL34.4</td> <td>32.161m</td> <td>左岸進入路部</td> </tr> <tr> <td>3級基準点 YL34.6</td> <td>34.318m</td> <td>左岸進入路部</td> </tr> </tbody> </table>	既設の基準点名	標高(EL)	備考	3級街区多角点 20B33	31.002m	右岸仮設ヤード部	3級基準点 YR34.4	32.623m	右岸仮設ヤード部	3級基準点 YL34.4	32.161m	左岸進入路部	3級基準点 YL34.6	34.318m	左岸進入路部
既設の基準点名	標高(EL)	備考														
3級街区多角点 20B33	31.002m	右岸仮設ヤード部														
3級基準点 YR34.4	32.623m	右岸仮設ヤード部														
3級基準点 YL34.4	32.161m	左岸進入路部														
3級基準点 YL34.6	34.318m	左岸進入路部														
(貸与資料) 第2-2条	貸与資料は、次表のとおりとする。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・明治用水頭首工周辺整備工事その2工事平面図 1枚</td> <td>右岸仮設ヤード部</td> </tr> <tr> <td>・右岸仮設ヤード部用地平面図 1枚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・明治用水頭首工復旧その2工事平面図 1枚</td> <td>左岸進入路部</td> </tr> <tr> <td>・左岸進入路部用地平面図 1枚</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資料名	備考	・明治用水頭首工周辺整備工事その2工事平面図 1枚	右岸仮設ヤード部	・右岸仮設ヤード部用地平面図 1枚		・明治用水頭首工復旧その2工事平面図 1枚	左岸進入路部	・左岸進入路部用地平面図 1枚						
資料名	備考															
・明治用水頭首工周辺整備工事その2工事平面図 1枚	右岸仮設ヤード部															
・右岸仮設ヤード部用地平面図 1枚																
・明治用水頭首工復旧その2工事平面図 1枚	左岸進入路部															
・左岸進入路部用地平面図 1枚																

項 目	内 容																													
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本作業における作業項目及び数量は、次表のとおりとする。</p> <p>【測量】</p> <table border="1" data-bbox="443 331 1430 629"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(右岸仮設ヤード部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1 現地測量</td> <td>0.010 km² (作業計画、地形図データ作成含む)</td> </tr> <tr> <td>1-2 仮BM設置測量</td> <td>0.40 km (4級水準測量相当)</td> </tr> <tr> <td>(左岸進入路部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1 現地測量</td> <td>0.001 km² (作業計画、地形図データ作成含む)</td> </tr> <tr> <td>2-2 仮BM設置測量</td> <td>0.20 km (4級水準測量相当)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設計 (ほ場整備実施設計)】</p> <table border="1" data-bbox="443 701 1430 1028"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3-1 計画平面図作成</td> <td>地区及びその周辺の自然条件、用排水系統、道路体系等を勘案して、地区内の用排水路、道路の配置、ほ区、耕区の決定を行い、計画平面図を作成する。</td> <td>1 ha</td> </tr> <tr> <td>3-2 計画排水量算定</td> <td>業務範囲内の排水量を決定するとともに排水系統模式図を作成する。</td> <td>1 ha</td> </tr> <tr> <td>3-3 点検取りまとめ</td> <td>各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。</td> <td>1 ha</td> </tr> </tbody> </table>				作業項目	数量	(右岸仮設ヤード部)		1-1 現地測量	0.010 km ² (作業計画、地形図データ作成含む)	1-2 仮BM設置測量	0.40 km (4級水準測量相当)	(左岸進入路部)		2-1 現地測量	0.001 km ² (作業計画、地形図データ作成含む)	2-2 仮BM設置測量	0.20 km (4級水準測量相当)	作業項目	作業内容	数量	3-1 計画平面図作成	地区及びその周辺の自然条件、用排水系統、道路体系等を勘案して、地区内の用排水路、道路の配置、ほ区、耕区の決定を行い、計画平面図を作成する。	1 ha	3-2 計画排水量算定	業務範囲内の排水量を決定するとともに排水系統模式図を作成する。	1 ha	3-3 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 ha
作業項目	数量																													
(右岸仮設ヤード部)																														
1-1 現地測量	0.010 km ² (作業計画、地形図データ作成含む)																													
1-2 仮BM設置測量	0.40 km (4級水準測量相当)																													
(左岸進入路部)																														
2-1 現地測量	0.001 km ² (作業計画、地形図データ作成含む)																													
2-2 仮BM設置測量	0.20 km (4級水準測量相当)																													
作業項目	作業内容	数量																												
3-1 計画平面図作成	地区及びその周辺の自然条件、用排水系統、道路体系等を勘案して、地区内の用排水路、道路の配置、ほ区、耕区の決定を行い、計画平面図を作成する。	1 ha																												
3-2 計画排水量算定	業務範囲内の排水量を決定するとともに排水系統模式図を作成する。	1 ha																												
3-3 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 ha																												
(作業の留意点) 第3-2条	<p>測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地測量</p> <p>業務範囲において、測量の支障となる草木を刈払いする場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>左岸進入路部は令和8年6月以降に現地作業を開始するものとする。</p>																													
(管理技術者) 第3-3条	<p>1 管理技術者は、共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。</p> <p>2 次表に示す割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>【割合】</p> <p>予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、</p> <p>(測量区分) その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。</p> <p>(設計区分) その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。</p> <table border="1" data-bbox="443 1890 1430 2040"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量</td> <td>直接測量費の額</td> <td>測量調査費の額</td> <td>諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				業務区分	A	B	C	D	測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	—																
業務区分	A	B	C	D																										
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	—																										

項 目	内 容				
	業務区分	A	B	C	D
	設計	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
第4章 打合せ 第4-1条	<p>共通仕様書第10条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 測量作業着手前の段階 第2回 中間打合せ（地形図データ作成段階） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、第3-3条に示す割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>				
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（DVD-R等） 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p>				
(成果物の提出) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県豊田市山之手町5丁目73番地1山之手ビル6階 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 明治用水頭首工復旧建設所</p>				
第6章 契約変更 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第25条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関との対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他</p>				
第7章 定めなき事項 第7-1条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>				